生 食 発 0326 第 8 号 令 和 3 年 3 月 26 日

各 都道府県知事 市 長 特 別 区 長

> 厚 生 労 働 省 大 臣 官 房 生活衛生・食品安全審議官 (公印省略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の 一部改正について

今般、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15年 10月 10日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、令和 3年 4月 1日から適用することとした。

下記について御了知の上、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者に対する周知指導につき特段の御配意をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、 国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

局長通知別添2に定めた農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リストについて、 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価等に基づき、所要の改正を行うこと。

第2 改正の概要

1 カルボフラン

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。検査方法から「HPLC―ポストカラム法」を削除したこと。

2 ベンフラカルブ

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

第3 適用日

令和3年4月1日から適用すること。